

第2次紋別市役所環境保全行動計画

2009年～2013年（平成21年～平成25年）



こども達に美しい流氷の風景を残そう

平成21年4月

紋別市役所環境保全行動計画推進委員会

事務局 市民生活部環境生活課

目 次

第1 行動計画策定の背景

1	地球温暖化とは	1
2	地球温暖化による影響	1
3	地球温暖化対策について	2
4	紋別市の取組みについて	2
5	計画の目的	3
6	計画の期間・目標達成年次	3
7	計画の基準年度	3
8	計画の範囲・対象事業	3
9	新たに温室効果ガス排出量の把握対象とする事務・事業	4
10	計画の対象とする温室効果ガス	4

第2 温室効果ガス排出量の状況

1	市役所における平成18年度項目別活動量	5
2	市役所における平成18年度温室効果ガス量	5

第3 温室効果ガス削減目標

1	平成18年度調査の事務・事業の削減目標	8
2	新たに把握対象となる事務・事業の削減目標	8

第4 削減の取組み内容

1	省エネルギーに向けた取組み	9
2	省資源に向けた取組み	9
3	職員研修及び普及啓発の取組み	9

第5 具体的な行動項目

1	省エネルギーに向けた具体的な取組み	10
2	省資源に向けた具体的な取組み	13
3	職員研修及び普及啓発の取組み	15

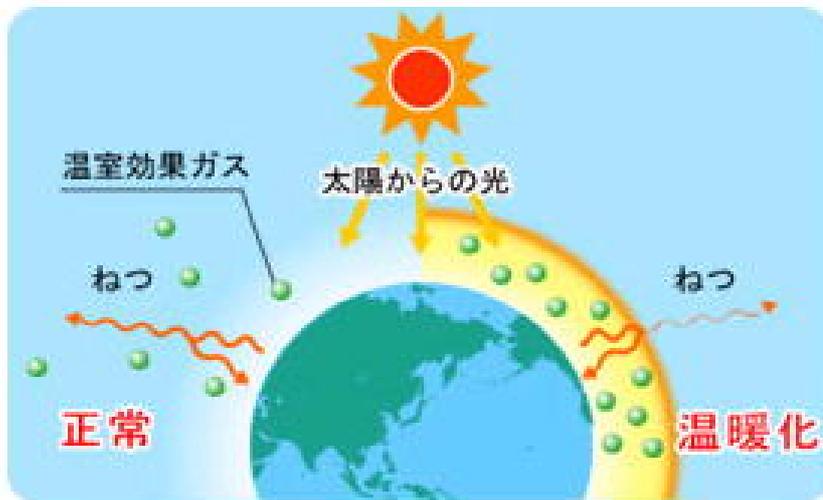
第6 計画の推進

1	推進体制	16
2	点検・評価	16
3	公表	16

別表1	計画の対象範囲となる事務・事業	18
-----	-----------------	----

第 1 行動計画策定の背景

1 地球温暖化とは



地球上には、窒素や酸素・温室効果ガス(二酸化炭素・メタン等)などの大気を取り巻いており、地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと地球からの放出エネルギーのバランスによって保たれています。

二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスは、地球からの放出エネルギーを吸収し反射する性質があるので、地球表面温度が急激に低下するのを防ぎ、生物が生存するのに非常に重要な役割を果たしています。

しかし、産業革命以降、私たちの生活が便利になった反面、石炭や石油などの化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素の量は 200 年前と比べ 35% 程増加しました。

二酸化炭素の濃度が増加すると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球の温度を上昇させ「地球温暖化」現象が起こります。

(出展 独立行政法人環境再生保全機構 イメージ図 大阪府ホームページより)

2 地球温暖化による影響

人類が、これからも同じような活動を続けるとすれば、21 世紀末には二酸化炭素濃度は現在の 2 倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測され、2100 年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合には平均 1.8 度(予測の幅は 1.1 ~ 2.9 度)、最も多い場合には 4.0 度(予測の幅は 2.4 ~ 6.4 度)上昇するとされています。

これにより、日本では、植生に変化が見られ、病害虫の懸念も増大し、北海道や東北ではゴキブリなどの害虫が見られるようになると考えられます。日本においてもデング熱・マラリア・熱中症が流行する危険性が増えます。漁獲量にも影響が見られ、暖水性のサバやサンマは増える一方、アワビやサザエ、紅鮭は減少するとみられ、流水自体が紋別に接岸しない可能性も考えられます。(出展 IPCC(気候変動に関する政府間パネル) 独立行政法人環境再生保全機構)

3 地球温暖化対策について

国際的な対策

1997年(平成9年)、京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3、地球温暖化防止京都会議)」が開催され、その時採択されたのが京都議定書で、先進国における温室効果ガス削減のための数値目標が定められました。

2008～2012年(平成20～24年)の第1約束期間で、1990年(平成2年)の基準年度と比較して、先進国全体で5%、日本においては6%の削減目標を達成することが義務付けられました。

地球温暖化防止のための取組みは、この第1約束期間で終了するものではなく、2013年(平成25年)以降も引き続き進める必要があり、今後は人口増加や経済発展が著しい途上国の温室効果ガス排出量が先進国を上回り、2020年(平成32年)には世界全体の二酸化炭素排出量の半分は途上国によるものと予測されることから、すべての国が削減対策に努めることが必要となります。

国内的な対策

1999年(平成11年)、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、京都議定書の発効を受け改正法が施行されました。

改正後の法第20条の3第1項により、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に関する計画(実行計画)を策定するものとされています。

また、同条第8項に基づき実行計画を策定した場合は公表し、同条第10項に基づき、実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を毎年1回公表する必要があります。

市役所も事業所の1つとしてその行政区域内では、就労者数や事業量などから極めて大きい経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することにより、紋別地区の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与しなければなりません。

4 紋別市の取組みについて

紋別市では、2001年(平成13年)6月に、「紋別市役所環境保全行動計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んできました。

上下水道使用量及び燃料使用量については削減目標を達成しましたが、コピー用紙使用量及び電気使用量のように目標達成できなかった項目もありました。

この達成できなかった要因として、コピー用紙使用量についてはそれまで外注していた印刷物を自主印刷したこと、会計伝票がそれまでの複写伝票から普通紙印刷になったこと、電子化により容易にホームページの印刷ができるようになったことも考えられます。

次に電力量ですが、新規施設の開始により全体量として増加しています。個別の施設ごとに見ると削減効果が薄く引き続き節電に取り組む必要があります。

5 計画の目的

紋別市役所は、地域の事業所の1つとして、自ら環境に配慮した事務・事業活動を徹底し、率先した温暖化対策の取組みを進めることにより、市民や事業所の環境保全対策の取組みを促すことを目的とします。

従って、法第20条の3第1項に基づき、算定対象に従来の二酸化炭素に加えメタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンを加え、温室効果ガスの総量を把握し、排出を抑制するため第2次紋別市役所環境保全行動計画を策定します。

6 計画の期間・目標達成年次

2006年(平成18年)の法改正を受け、2009年度(平成21年)から2013年度(平成25年)までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢に応じて適切に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

7 計画の基準年度

基準年度は、2006年(平成18年)とします。

ただし、第2次行動計画で新たに温室効果ガス排出量の把握対象とする事務・事業は、必要な数値が把握できる直近の年度を基準年度とします。

8 計画の範囲・対象事業

この計画の対象となる範囲は、市庁舎におけるもののみならず、水道、下水道、廃棄物処理、保育所、市立小・中学校を含め、市が行なう事務・事業すべてとします。

排出量算定の対象となる事務・事業

対象範囲	庁舎、水道、下水道、公立学校、廃棄物処理等
対象範囲外	他者に委託等して行なう事務・事業(指定管理者制度を含む)

対象外とする施設

1 外部(民間事業者への委託、指定管理者制度等により実施)に委託して行う事務・事業。ただし、基準年度(平成18年度)で温室効果ガス排出量算出の対象となっている事業(施設)は、引き続き排出量算出の対象として調査します。

また、民間事業者への委託、指定管理者制度等により実施するもので、温室効果ガス排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

2 市民等の利用状況により活動量に変動があり、削減が不可能なもの。(救急車・消防車など)

3 降雪によって活動量が変化されるもの(ロードヒーティングによる電力消費量)。

9 新たに温室効果ガス排出量の把握対象とする事務・事業

平成18年度の排出量算出調査以降に新たに開始された事務・事業で、温室効果ガス排出量を把握する事務・事業は次のとおりです。

- ・まちなか芸術館

10 計画の対象とする温室効果ガス

この計画において算定する温室効果ガスは、下記の4物質とします。

温室効果ガスの種類	発生の原因となる主な市の事務事業
二酸化炭素(CO ₂)	電気、暖房用重油・灯油、自動車用ガソリン・軽油の燃焼
メタン(CH ₄)	廃棄物の埋立、下水終末処理場で処理された下水、公用車の走行
一酸化二窒素(N ₂ O)	下水処理場で処理された下水、公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコン付き公用車の使用及び廃棄

「地球温暖化対策推進法第2条第3項」に規定されているパーフルオロカーボン(PFC、半導体・電子部品などの製造時に不活性液体として使用)と六ふつ化硫黄(SF₆、変圧器等に使用)については、市の事務で発生しないので除外しました。

温室効果ガスの総排出量は、4種類のガス排出量に、各ガスの地球温暖化係数を乗じ、これを合算することで求めます。地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する施行令(以下「施行令」という。)第4条に定められています。

施行令第4条に定める地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	21
一酸化窒素(N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン(HFC - 134a)	1,300

第2 温室効果ガス排出量の状況

1 市役所における平成18年度項目別活動量

平成18年度の紋別市役所の事務・事業に伴い排出された活動量は次のとおりです。
(消防及びロードヒーティングの電気量は除く)

項 目		活 動 量	対象ガス	
エ ネ ル ギ ー 項 目	ガソリン	41,194L	二酸化炭素	
	灯油	367,595L	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素	
	軽油	115,328L	二酸化炭素	
	A重油	1,395,900L	二酸化炭素	
	液化石油ガス(LPG)	16,534 m ³	二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素	
	電気使用量	8,855,462 kwh	二酸化炭素	
	公用車の走行量	714,782 km	メタン・一酸化二窒素	
	牛の飼育数	228頭	メタン・一酸化二窒素	
	下水処理量	4,416,387 m ³	メタン・一酸化二窒素	
	廃棄物の埋立	17,630ト ^ン	メタン	
	カーエアコンの使用	64台	ハイドロフルオロカーボン	
資 源 項 目	紙使用量	B5判	549,500枚	なし
		A4判	2,083,905枚	
		B4判	889,000枚	
		A3判	144,858枚	
	水道使用量	136,455 m ³		

2 市役所における平成18年度温室効果ガス量

温室効果ガス量(二酸化炭素換算排出量)の状況は、次のとおりです。

項 目	平成18年度実績	割 合(%)
二酸化炭素(CO ₂)	9,437	52.9
メタン(CH ₄)	7,897	44.3
一酸化二窒素(N ₂ O)	492	2.8
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	1	0.0
総排出量CO ₂	17,827	100.0

(排出量の単位；トン-CO₂)

二酸化炭素について

二酸化炭素の主な発生原因となる活動は、下記のとおりです。

全体量のうち電気、重油及び灯油の暖房用で全体の約 96%を占めています。

項目	活動量	CO2係数単位	CO2排出量	割合	使用量の多い施設
ガソリン	41,194 L	2.32kg-CO2/L	95.6 トン	1.0%	
軽油	115,328 L	2.62kg-CO2/L	302.2 トン	3.2%	
灯油	367,595 L	2.49kg-CO2/L	915.3 トン	9.7%	小中学校(30.8%)、高齢者ふれあいセンター(16.3%)市本庁(8.5%)
A重油	1,395,900 L	2.71kg-CO2/L	3,782.8 トン	40.1%	小中学校(32.8%)、プール(25.4%)、安養園(19.5%)
液化石油ガス(LPG)	16,534 m ³	6.00kg-CO2/m ³	99.2 トン	1.1%	小中学校(63.7%)、安養園(23.5%)、市本庁舎(5.2%)
電気使用量	8,855,462kwh	0.48kg-CO2/kwh	4,241.8 トン	44.9%	浄水場(22.1%)、アクアセンター(19.3%)、小中学校(16.5%)
合計			9,436.9 トン	100%	

メタンについて

メタンの主な発生原因となる活動は、下記のとおりです。全体量のうち廃棄物の埋立処分に由来するものが、約 94%を占めています。

項目	活動量	メタン排出量	割合	地球温暖化係数	CO2換算量
廃棄物の埋立	17,630 トン	351.99 トン	93.6%	21	7,391.8 トン
家畜の消化に伴う反すう(げっぷ、おなら)及びふん尿処理	228 頭	20.00 トン	5.3%	21	420.0 トン
下水の処理(浄化槽も含む)	4,416,387 m ³	3.928 トン	1.1%	21	82.4 トン
燃料の使用に伴う排出(灯油、LPG)	343,437L(灯油) 16,534 m ³ (LPG)	0.124 トン	0%	21	2.6 トン
公用車の走行	714,782 k m	0.008 トン	0%	21	0.2 トン
合計		376.0 トン	100%		7,897.0 トン

メタンの排出量に地球温暖化係数(メタンは 21)を掛けて、二酸化炭素に換算を行います。

一酸化二窒素について

一酸化二窒素の主な発生原因となる活動は、下記のとおりです。全体量のうち家畜及び下水道処理に由来するものが、約 99%を占めています。

項目	活動量	N2O 排出量	割合	地球温暖化係数	CO2 換算量
家畜のふん尿処理	228 頭	0.855 トン	53.9%	310	265.1 トン
下水の処理(浄化槽も含む)	4,416,387 m ³	0.708 トン	44.6%	310	219.4 トン
燃料の使用に伴う排出 (灯油、LPG)	343,437L(灯油) 16,534 m ³ (LPG)	0.007 トン	0.4%	310	2.2 トン
公用車の走行	714,782 k m	0.017 トン	1.1%	310	5.3 トン
合計		1.587 トン	100%		492.0 トン

一酸化二窒素の排出量に地球温暖化係数(一酸化二窒素は 310)を掛けて、二酸化炭素に換算を行います。

ハイドロフルオロカーボンについて

ハイドロフルオロカーボンについては、自動車用エアコンから漏洩するものが対象となり、現在紋別市では 64 台の対象車を保有しています。

第3 温室効果ガス削減目標

第2次行動計画では基準年と比較し、各項目ごとの設定目標を達成するよう計画を進めます。なお、削減率は京都議定書の目標値6%とします。

1 平成18年度調査の事務・事業の削減目標

活動量の削減目標値(6%削減)

項 目		基準値(平成18年)	目標値(平成25年)	
省 エ ネ ル ギ ー	ガソリン	41,194L	38,722L	
	灯油	367,595L	345,540L	
	軽油	115,328L	108,408L	
	A重油	1,395,900L	1,312,146L	
	液化石油ガス(LPG)	16,534 m ³	15,542 m ³	
	電気使用量	8,855,462 kwh	8,324,134 kwh	
省 資 源	紙使用量	B5判	549,500枚	516,530枚
		A4判	2,083,905枚	1,958,871枚
		B4判	889,000枚	835,660枚
		A3判	144,858枚	136,167枚
	水道使用量	136,455 m ³	128,268 m ³	

温室効果ガス量(二酸化炭素換算排出量)の削減目標値(6%削減)

項 目	基準値(平成18年)	目標値(平成25年)
二酸化炭素(CO ₂)	9,437	8,871
メタン(CH ₄)	7,897	7,423
一酸化二窒素(N ₂ O)	492	462
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	1	1
総排出量CO ₂	17,827	16,757

(排出量の単位; トン-CO₂)

2 新たに把握対象となる事務・事業の削減目標

第2次行動計画で新たに対象となる事務・事業は、必要な数値が把握できる直近の年度を基準年度とし、平成25年までに6%削減を目標とします。

第4 削減の取組み内容

エネルギー消費量の削減を図ることにより、二酸化炭素等の排出を削減し、地球温暖化対策に貢献します。また、紙や水の使用量などは温室効果ガスの排出削減量の算定に反映されませんが、限りある資源の有効利用に努めます。

1 省エネルギーに向けた取組み

日常の活動の中で主要なエネルギーである電力及び燃料等の一層の効率的な使用に努め、省エネルギー型機器等の導入を計画的に進めます。

電気使用量の削減

暖房用燃料使用量の削減

公用車燃料使用量の削減

低燃費・低公害車の公用車への採用(軽自動車及びハイブリット車)

2 省資源に向けた取組み

紙や水の使用量を削減し、環境に配慮した商品等の購入を推進するとともに、ごみの減量化に努めます。

紙使用量の削減

節水の取組み

ごみ減量化、リサイクルへの取組み

環境配慮型製品の購入及び施設整備

3 職員研修及び普及啓発の取組み

職員の行動意識を高めるため、職員研修や環境に関する情報の提供を行います。

環境に関する研修及び情報提供等の積極的实施

環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

第 5 具体的な行動項目

1 省エネルギーに向けた具体的な取組み

電気使用量の削減について

具体的な取組み

退庁時は、すべての電源を消灯し、待機電力の消費を防ぐ。(パソコン・プリンター等)
外勤等で席を離れる際には、パソコンの電源を切る。

昼休み時に、業務に支障のない職員は、自席のパソコン及びコピー機の電源を切る。

昼休み時の消灯(窓口を除く、来客が少ないと予想される窓口は消灯)を徹底する。

会議室使用時における不要照明の消灯を徹底する。

窓際に遮光するような、物品を置かない。

天候状況に配慮しながら、天候が良好な場合は、窓際の消灯を行う。

自席で残業を行うことが必要な場合は、自席以外の不要電灯の消灯を行う。

事務室の再配置により効果的な照明配置にする。

トイレを出る場合は、人が居ないのを確認して消灯する。

荷物運搬時等、やむを得ない場合を除き、職員はエレベーターの使用を控える。

個人用扇風機の持込を禁止する。

個人用ストーブの持込を禁止する。

ノー残業デーの普及促進を図る。

暖房用燃料使用量の削減について

具体的な取組み

冬季には、「暖房マイナス1 運動」(ウォームビズ)を、夏季には、「事務効率の向上」(クールビズ)を実施。(精密機器保守のため、冷暖房が必要な部署は除く)

冬季の執務室暖房を 20 とし、夏季は扇風機の使用を控える。

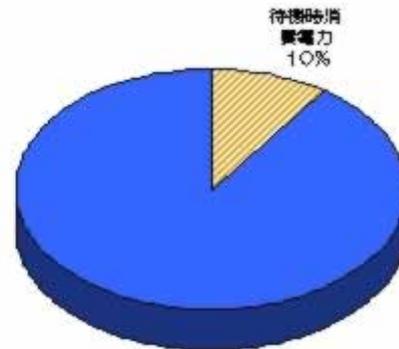
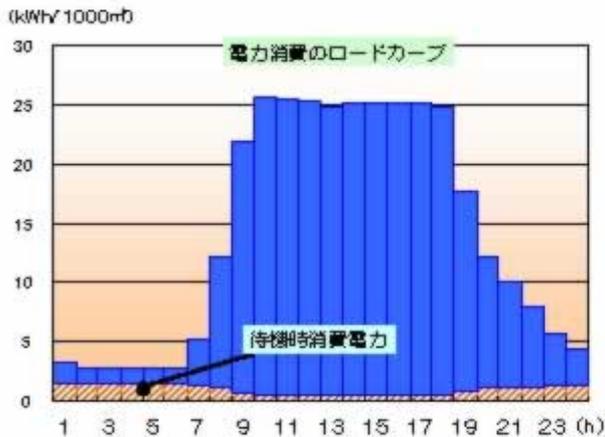
冬季は暖房効率を上げる工夫をする。

携帯ストーブの使用をやめる。

オフィスの待機時消費電力

オフィスにも待機時消費電力はあります。特にOA機器の待機時消費電力が大きく、パソコン、コピー機、FAXなどが大きな要因です。その他にもエアコンなどの空調機やエレベータにも待機時消費電力は見られます。

オフィスの待機時消費電力に関するデータは少ないのですが、おおよそ下図(左)に示すように消費されていると思われ、電力消費量の10%程度ではないかと考えられています。



住環境計画研究所調べ

ウォームビズ

20 では寒~い、そんなときにはウォームビズ！

- ・ 設定温度を上げるのではなく、着るものを工夫して、体感温度のアップ。
 - カーディガンを着る + 2 . 2
 - 上着を着る + 2 . 3
 - 膝掛けをかける + 2 . 5
 - ソックスをはく + 0 . 6
 - スカートからズボンにする + 2 . 9
 - 半袖下着から長袖下着とズボン下をはく + 0 . 9
- ・ デスクでストレッチ~血行促進体操は新陳代謝を高め、冷えを防ぎます。
- ・ 暖かい飲み物~暖かいドリンクで心も体もホットに。

公用車燃料使用量の削減について

具体的な取組み

出張時に公共交通機関を利用できる場合は、公用車での出張を控える。
公共交通機関がない場所への出張の場合は、公用車の乗り合わせを実施する。

エコドライブの実践

公用車の適正な管理(整備点検の励行及び適正な運行管理)

公用車の配置及び台数を再検討し、効率的な使用を図る。

公用自転車を導入し、近距離の用務で使用する。(廃品回収の自転車を再利用する)

職員のマイカー通勤の自粛(金曜日のノーマイカーデー・ノ - エレベーターデーの設定)

低燃費・低公害車の公用車への採用

具体的な取組み

公用車購入時及び更新時には、軽自動車、または、低燃費車・低公害車の導入を検討する。

取組み効果の一例

公用車を運転するとき、少し工夫すると二酸化炭素の排出量や燃料消費量を減らすことができます。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 急発進・急加速をやめる | = 急発進 10回で約 0.17L (170cc) 浪費 |
| 2 無用な空ぶかしをやめる | = 空ぶかし 10回で約 0.06L (60cc) 浪費 |
| 3 エンジンブレーキを使用する | = 時速 40 km で 1 分間下り坂走行した場合、エンジンブレーキを使用した時に比べ、約 0.015L (15cc) 浪費 |
| 4 駐停車時はアイドリングストップ | = 5 分間のアイドリングで約 0.065L (65cc) 浪費 |
| 5 計画的なドライブの励行 | = 10 分間 (約 3 km) 遠回りで約 0.4L (400cc) の浪費 |
| 6 不要な荷物は降ろして走行 | = 10kg の不要な荷物を積んで 50km 走行すると約 0.015L (15cc) 浪費 |
| 7 エアコンの使用は控える | = エアコン使用時は未使用時に比べ 1 時間で約 0.7L (700cc) 浪費 |

上記の数値は、対象車種 2.0 リットル乗用車 (AT) の燃費 = 11.7km/L(10.15 モド) が計算ベース(日本自工会資料)

2 省資源に向けた具体的な取組み

紙使用量の削減について

具体的な取組み

ミスコピーの防止に努め、両面コピーや縮小コピー(複数ページを1ページ)に努める。コピー機使用前に設定状況を確認し、使用後は必ずリセットボタンを押す。

ミスコピーした紙については、裏面を内部決裁や会計伝票、メモ用紙として再利用する。

簡易な決裁文書には、決裁用ゴム印を利用し、鑑の省略により紙使用量の削減に努める。

会議資料や回覧文書は、必要以上印刷しない。

ポイントを押さえた簡潔明瞭な文書を意識し、無駄な印刷を控える。

支障のない場合には、他官庁等への回答文書はメール等により行う。

節水の取組みについて

具体的な取組み

水道の流しっぱなしでの洗い物はしない。

トイレ使用時の水使用量を削減する。(節水コマ、おもりをタンクに入れる等)

節水型・流水音機能付きトイレの設置を検討する。

公用車などの洗車回数を見直し、また、バケツを利用して洗車する。

無駄に使わない、使ったらリサイクル

コピー用紙の年間使用枚数(小中学校分を除く)

項目	版	年間使用枚数	職員1人当たり
平成18年度 コピー用紙 使用量	B5	35,000枚	108枚
	A4	1,285,905枚	3,969枚
	B4	33,500枚	103枚
	A3	39,358枚	121枚
合計		1,393,763枚	4,301枚

18年度末職員数：324名

コピー用紙の使用量(市民説明会用の資料も含む)は、職員1人当たり年間4,301枚。

A4用紙では年間3,969枚。500枚入りパッケージ約8.0個になります。

実際に、一月に331枚のA4用紙を使用しています。

ごみ減量化、リサイクルへの取組みについて

具体的な取組み

市主催の行事では、紙コップやポリ容器等の使い捨てとなるものは、なるべく使わない。

ファイル等を捨てる前に再利用を検討する。

備品等の購入時は過剰包装とならないよう業者に依頼する。

備品は修繕で長期間使用するようにする。

分別により、瓶・缶等資源ごみの回収に努める。

詰替え可能な商品(洗剤、ボールペンの芯等)を積極的に使用する。

割り箸ではなく、マイ箸を利用するようにする。

庁舎売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器による販売の自粛を呼びかける。

【資源ごみ分別区分表】

種 類	注意事項	出し方
事務用紙類（使用済み OA 紙・メモ用紙含む）		
新聞(チラシ含む)・雑誌（カタログ含む）		
その他の紙類（菓子箱、タバコ箱、紙カップ等）		
缶・ビン・ペットボトル	キャップを除き、使いきる	軽く濯ぐ
その他のプラスチック		
レジ袋		
ポリ袋（菓子・小分けの袋、パンの袋等）		
トレー		
プラスチック容器(弁当の容器等)		
カップ類(カップ麺の容器、デザート等の容器等)	紙カップはその他の紙類	
ボトル類	使いきる	

環境配慮型製品の購入及び施設整備について

具体的な取組み

エネルギー消費効率の高いOA機器の導入を促進する。

作業着は可能なものからペットボトル再生繊維のものを購入する。

廃棄されても、リサイクルシステムの確立された商品を選択する。

コピー機、プリンターはリサイクルトナーの利用に努め、空カートリッジのリサイクルを進める。

事務用品等の購入店に対し、環境負荷の少ない製品に関するカタログにより、製品を購入する。

省エネルギー・新エネルギー型施設の導入を検討する。

公共工事における再生資材の利用促進及び敷地の緑化に努める。

3 職員研修及び普及啓発の取組み

環境に関する研修及び情報提供等の積極的实施

具体的な取組み

環境保全に関する研修・講習会等の充実を図り職員の意識啓発を図る。
マイウェブ・ページやパンフレット等により環境問題に関する情報を提供する。

環境保全活動への職員の積極的参加の奨励

具体的な取組み

地域住民等が開催する環境保全活動等への積極的な協力と参加を図る。
希望する職員が環境保全活動に参加できるような環境づくりに努める。

第6 計画の推進

紋別市役所環境保全行動計画推進委員会等において、次のような役割を担うことにより、本計画の効果的な推進に努めます。

1 推進体制

紋別市役所環境保全行動計画推進委員会

副市長を委員長に各部局の代表課長により構成し、全庁的な行動目標、取組み事項を指示する。また、その取組みの点検結果を評価し、必要に応じて行動目標や取組みの見直しを行います。

環境保全実行責任者

各部局の課長職を「環境保全実行責任者」とし、課内における行動計画の実践と取組状況の集約及び評価を行い、環境保全行動計画推進委員会への報告を行います。

環境保全実行リーダー

各課等の係長職を「環境保全実行リーダー」とし、本計画の職員等への周知を図り、取組みの推進に努めます。

環境保全スタッフ

職員等は、行動目標の達成に向けた取組みを積極的に実践します。

事務局

事務局は市民生活部環境生活課におきます。

事務局は、各部課に対し、前年度の取組み状況の報告を依頼し、その結果を推進委員会に報告する。また、本計画の円滑な運営を図るとともに、必要に応じ、環境保全実行リーダー等への指導・助言を行います。

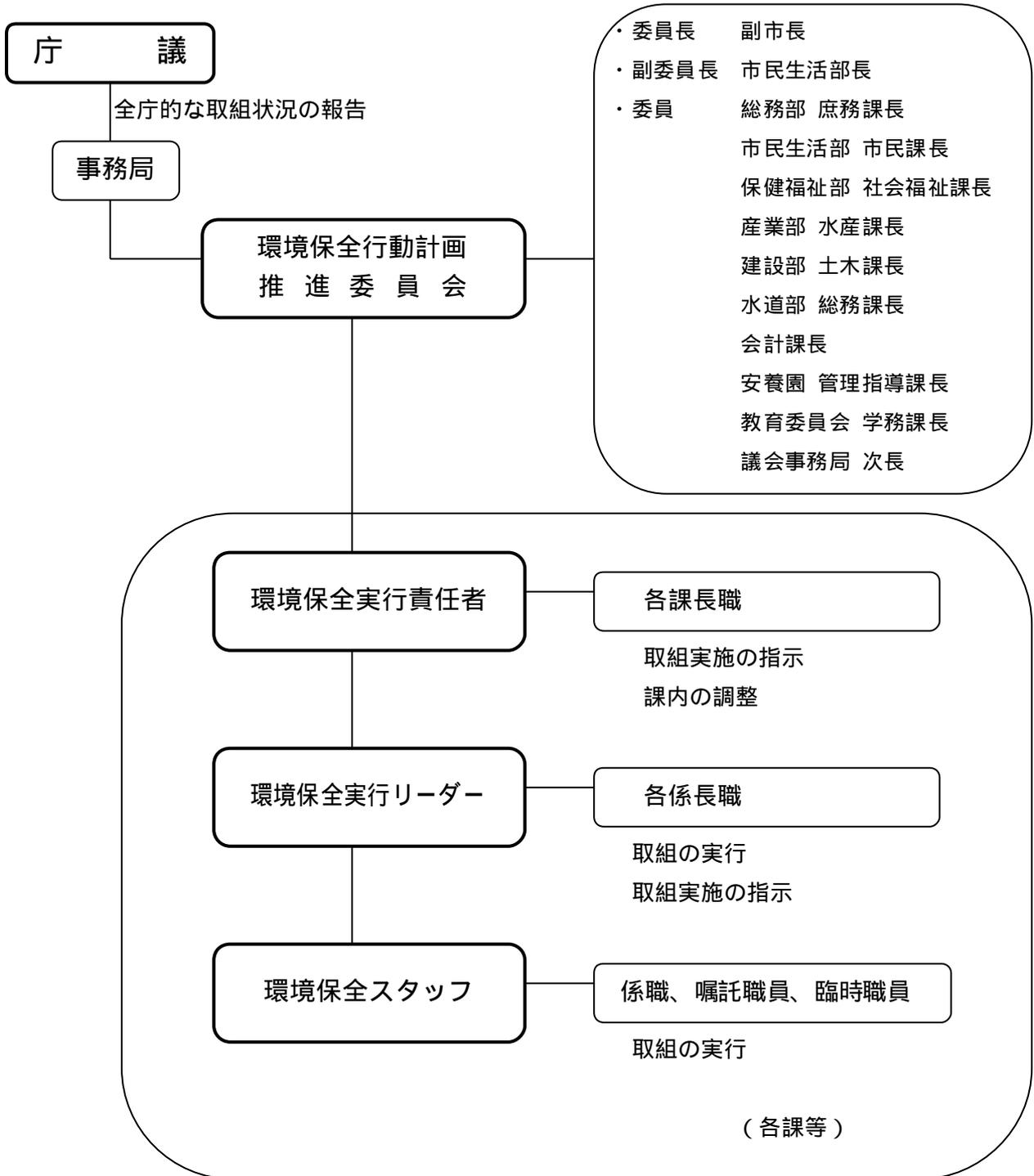
2 点検・評価

本市の環境保全行動計画の推進にあたっては、それぞれの組織特性を踏まえて取り組むため、最初に各課等で「課別行動目標」を策定し、「取組項目チェックシート」で毎年、点検・評価し、各課での取組みの見直しを行います。

3 公表

この計画の取組みの結果は、広報やホームページ等で公表します。

《紋別市役所環境保全行動計画の推進体制》



別表1 計画の対象範囲となる事務・事業

部	課	所管施設	備考
総務部	庶務課	庁舎	
	秘書課		
	財政課		
	企画調整課		
	税務課		
	上渚滑支所	町民センター	
	渚滑出張所	市民センター	
市民生活部	市民課		
	環境生活課	処分場、リサイクルセンター、 葬苑、消費者センター	
保健福祉部	社会福祉課	保育所、児童館	
	高齢者福祉課	高齢者ふれあいセンター	
	健康推進課	保健センター	
産業部	水産課		
	商工労働観光課		
	農政林務課	中渚滑牧野	
建設部	土木課	車両センター、ロードヒーティ ング	ロードヒーティングに係 る電力量は集計のみ
	港湾課		
	港湾管理事務所		
	建築住宅課		
	都市建設課		
水道部	総務課		
	事業課	アクアセンター	
	浄水場	ポンプ場、簡易水道、営農用水	
会計課			
まちづくり推進室		まちなか休憩所	
流水都市推進室		健康プール	
安養園		ディサービスセンター、在宅支 援センター	
議会事務局			
選挙管理委員会			
農業委員会			
監査事務局			

教育委員会	学務課	小中学校、共同調理場	
	体育振興課	スポーツセンター	
	生涯学習課	市民会館、青年の家	
	施設課		
	図書館		
	文化会館		
	博物館		まちなか芸術館は平成 21年度より集計
消防	本部		消防は集計のみ実施
	消防署	消防支所	